

本書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
ご契約にあたっては本書の内容を必ずお読みください。

中央電力株式会社
2020年11月1日実施

重要事項説明書〔低圧〕

この重要事項説明書〔低圧〕（以下「本書」といいます。）は、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたって、需給契約に基づく電気の供給条件について重要な事項を記載したものです。本書に記載のない事項については、中央電力株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）および料金表〔低圧〕（以下「料金表」といいます。）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

需給約款、料金表および託送約款等は、当社および当該一般送配電事業者のホームページにそれぞれ掲載されておりますので、あらかじめご確認ください。

1. 需給契約の申込方法

- （1）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- （2）当社は、販売代理店（媒介事業者）を通じて、お客さまからの申込みを受け付けることがあります。
- （3）需給契約に基づく電気の供給は、小売電気事業者である当社が行います。

2. 需給契約の成立および契約期間

- （1）需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- （2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日（原則として需給開始の日といたします。）以降料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。また、契約期間満了の3か月前までにお客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

3. 供給地点特定番号

供給地点特定番号は、供給開始にともないお申込の際の番号から変更となることがあります。
確定後の供給地点特定番号は、当社が別に交付する「確定供給条件説明書」に記載いたします。

4. 供給開始日（需給開始日）

供給開始の予定年月日は、当社が別に交付する「供給条件説明書」に記載いたします。
また、確定後の供給開始日は、当社が別に交付する「確定供給条件説明書」に記載いたします。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。周波数は、地域により50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

6. 契約電流、契約容量および契約電力の決定方法

- （1）契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。
- （2）契約容量は、契約負荷設備の総容量または契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値を、当該算定された値として取り扱うことがあります。
- （3）契約電力は、契約負荷設備の総容量または契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値を、当該算定された値として取り扱うことがあります。

7. 料金および使用電力量の算定方法

- （1）料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、燃料費等調整額により加減算を行い、季節などの区分に応じて電力量料金の単価が設定されている場合には、当該区分ごとに使用された電力量に基づき、当該区分の電力量料金を算定いたします。契約種別ごとの料金の単価は、料金表をご確認ください。
- （2）力率による料金の割引および割増しは適用いたしません。
- （3）料金の算定期間は、原則として「1月」とし、需給約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金については、日割計算を行います。
- （4）使用電力量は、原則として託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- （5）お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

8. 工事費等の負担

- （1）当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- （2）当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- （3）託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

9. 料金等の支払方法

料金については毎月、工事費等についてはそのつど、原則として口座振替または払い込みの方法により、当社が指定した金融機関等を通じて

支払っていただきます。なお、料金のお支払いに要する費用は、お客さまに負担していただきます。

10. 託送約款等に定められたお客さまの責任

- (1) お客さまには、託送約款等に定められた需要者の義務として定められている事項を遵守していただきます。
- (2) 当社および当該一般送配電事業者は、需給約款および託送約款等にもとづく業務を実施するため、お客さまの承諾をえて需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (3) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ 引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

11. 電気の使用法の制限等

- (1) 当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) 需要場所の負荷の力率は、電灯需要のお客さまについては、原則として90パーセント以上、それ以外のお客さまについては、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

12. 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 当社は、国内の電力事情、事業環境等に急激な変化（法令または制度の変更、発電用燃料費の高騰および一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰を含みます。）が生じ、需給契約の内容を適当な水準に見直すために必要があると判断した場合には、契約期間満了前であってもお客さまに需給契約の変更（料金単価その他需給契約書において定める個別の供給条件の変更を含みます。）を申し入れることができるものといたします。この場合、当社があらかじめお知らせした期限までにお客さまから書面による解約の意思表示がないときは、需給契約の変更について当社との間で協議が調ったものとみなし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
なお、お客さまがこの規定により需給契約を解約される場合は、当社は、お客さまから当該解約を理由とする解約金を申し受けないものとし、工事費の精算を除き、当該解約を理由とする料金の精算は行わないものといたします。

13. お客さまによる需給契約の解約

- (1) お客さまが需給開始後に需給契約を解約しようとする場合は、原則として解約希望日の3か月前までにその期日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。
- (2) お客さまが需給契約成立後に需給開始に至らないで需給契約を解約しようとする場合は、原則として需給開始日に先立って、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。この場合、需給契約はお客さまと当社との協議によって定めた解約の期日に消滅いたします。

14. 当社による需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ニ 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合
- ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ト お客さまが破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
- チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払の延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ル お客さまが需給約款および料金表の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

15. 需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合および当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合を除きます。

- イ お客さまが契約電流、契約容量または契約電力（以下、総称して「契約電力等」といいます。）を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させる場合は、新たに設定し、または増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力等の分につき、電灯需要については料金の10パーセントを、動力需要については料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。この場合、当社は、割増した料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。なお、増加後に需給契約を消滅させる場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量につき、契約電力等の増加分と残余分の比であん分したものといたします。
- ロ お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで契約電力等を減少される場合は、新たに設定し、または増加された日から減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）につき、電灯需要については料金の10パーセントを、動力需要については料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。この場合、当社は、割増した料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。
なお、この場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。
- ハ 当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

16. その他の重要事項

- (1) 当社との需給契約の成立および需給の開始にもない、お客さまが他の小売電気事業者と締結されている現在のご契約は終了いたします。現

在のご契約の終了にともない、現在ご契約されている他の小売電気事業者から精算金や解約金などが請求される場合があります。詳しくは、現在ご契約されている他の小売電気事業者にお問い合わせください。

- (2) お客さまが現在ご契約されている他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等は、当社との需給契約にもとづく需給開始日以降は、適用されません。また、当社との需給契約終了後に現在ご契約されている他の小売電気事業者と再契約をされる場合、現在のご契約内容と同一条件でご契約できないことがあります。なお、再契約される場合には、現在他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等が適用されないことがあります。
- (3) お客さまが需給契約にもとづく需給開始日より前に電気を使用していた場合の電気のご使用は無契約での電気の使用となるため、遡及して当社との需給契約の締結が必要になります。
- (4) 当社は、専用のWebサイトを通じて、毎月の料金をお客さまにお知らせするものとし、原則として、紙での請求書等は発行いたしません。紙での請求書等の発行を希望される場合は、当社に別途お申し出いただくものといたします。この場合、当社は、お客さまから需給約款に定める帳票発行手数料を申し受けます。
- (5) 料金に関する特約または各種キャンペーンによる料金の減免等の適用がある場合には、当社が別に交付する「供給条件説明書」および「確定供給条件説明書」に記載いたします。
- (6) 当社は、需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、需給契約の料金その他の供給条件は、変更後の需給約款および料金表によります。

17. 個人情報の取扱い

- (1) 当社および販売代理店(媒介事業者)は、お客さまの個人情報を次の目的およびプライバシーポリシーに定める目的において利用いたします。
 - イ 電力小売などの当社の事業につき、お客さまからの申込み、商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - ロ お客さまとの需給契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、需給契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
 - ハ 当社、当社グループ各社および提携会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
 - ニ お客さまによりよい商品、サービスを提供することを目的としたマーケティング分析に利用するため。
 - ホ 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) (1)のほか、当社は、プライバシーポリシーに従い、お客さまの個人情報を必要な範囲で当社グループ各社、提携会社等と共同利用することがあります。この場合の共同利用の目的、共同利用者の範囲等については、プライバシーポリシーに定めるとおりといたします。
- (3) プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

18. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)および次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が(1)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものといたします。

需給契約の申込みおよび変更ならびに需給契約に関する苦情その他のお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

<小売電気事業者>

小売電気事業者の名称 : 中央電力株式会社
登録番号 : A0355
本店所在地 : 東京都港区赤坂一丁目9番13号
お問い合わせ先 : 050-2018-7856 (受付時間 午前9時~午後5時)
※土日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

<販売代理店(媒介事業者)> ※販売代理店(媒介事業者)を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。

【クーリング・オフに関する説明事項】

次の事項は、需給契約が訪問販売または電話勧誘販売で契約され、特定商取引に関する法律の適用を受ける場合に適用されます。

- (1) お客様は、本書を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面でお申し出いただくことにより、需給契約の申込みの撤回または解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
- (2) (1)にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げる行為をしたことによりお客様が誤認をし、または当社が威迫したことによりお客様が困惑し、これらによって(1)の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、当社がクーリング・オフ妨害解消のため交付した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
- (3) 需給契約の申込みの撤回または解除は、お客様がクーリング・オフに係る書面を発した時（郵送による場合は原則として郵便消印の日付といたします。）に、その効力を生じます。
- (4) クーリング・オフがあった場合において、当社は、その需給契約の申込みの撤回または解除にともなう損害賠償、違約金、解約金その他一切の金銭を請求いたしません。
- (5) クーリング・オフがあった場合には、すでに需給契約にもとづき電気が供給されたときにおいても、当該電気に係る料金その他の一切の金銭を請求いたしません。
- (6) クーリング・オフがあった場合において、当社がお客さまから需給契約に関連して金銭を受領しているときは、すみやかにその全額を返還いたします。
- (7) クーリング・オフがあった場合において、需給契約にもとづく電気の供給にともないお客様の土地または建物その他の工作物の原状が変更されたときは、その原状回復に必要な費用は、当社の負担といたします。
- (8) 需給契約を解除される場合、当社との需給契約は締結日にさかのぼって消滅いたします。需給契約の解除にあたっては、無契約での電気のご使用とならないよう、他の小売電気事業者との間で新たに需給契約をさかのぼって締結するなどの措置を講じていただく必要がありますので、あらかじめご注意ください。